

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和5年7月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名

2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり

1番 高橋 善一	2番 高橋 隆	3番 山岸 誠
4番 黒澤 ちよ子	5番 本間 仁一	6番 青木 憲一
7番 浅野 厚司	8番 伊藤 圭一	9番 神尾 篤志
10番 朝倉 善則	11番 鈴木 正徳	12番 渡沢 寿
13番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 山内 美穂
同 上 事務局長補佐 佐藤 秀之
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
南陽市農林課 農政係長 高橋 秀明

4. 付議事件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5	議第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6	議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7	議第29号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第8	議第30号 地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について
日程第9	議第31号 南陽市農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について
日程第10	議第32号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見決定について

5. (開会：ときに午後1時30分)
会議の要領 令和5年7月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、13名であります。
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。
11番 鈴木正徳委員、12番 渡沢寿委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 11番 鈴木 正徳 委員
12番 渡沢 寿 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 次に、日程第4 報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第9号について、ご説明申し上げます。
議案書は1ページをご覧ください。
1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田1, 953㎡を、第三者へ貸借するため、合意解約するものです。
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 議第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件及び賃借権1件、並びに使用貸借権1件、合計4件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第27号について、ご説明申し上げます。
議案書は2ページから4ページになります。
はじめに2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外6筆の田が3998㎡、畑が544㎡、合計4,542㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
なお、田の所有権移転で、青田の時期は作付作物の権利関係を明確にするため、申請を控えていただくことが原則ですが、親から子への生前贈与となっております、相続対策のための申請ですので、受付したものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外5筆の現況 畑 合計4,839㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
次に、3ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。
3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計3,401㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。
なお、青田の時期の所有権移転ですが、基盤法の期間満了による農地法への切替の申請で、継続しての借り受けになりますので、受付したものです。

嶋貫農地係長 次に、4ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。
4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外34筆の田が21, 569㎡、畑が11, 797㎡、合計33, 366㎡を再設定の20年契約となっております。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第27号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。
はじめに、1番の現地調査について、13番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

13番 (安達芳紀委員) 23日に現地調査をしてまいりました。
▲▲字▲▲の3筆に関してはぶどう園や野菜等に利用されてきました。
▲▲字▲▲の4筆に関して、面積の一番大きな地番▲▲の田は形がいびつになっていて、農地の端の三角の部分は草が生えて耕作されていませんでした。しかし、大部分は耕作されていて、草が生えている部分も年に一回は草刈がされているようで、管理はされていることを確認しました。
その他の3筆は耕作されており、周辺農地への影響もないことを確認しました。

議長(高橋会長) 次に、2番の現地調査については、村越竜仁推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 7月23日に村越委員からご報告をいただいています。
全ての農地について、作付けはされていませんでしたが、草刈等の管理はされておりまして、作付けできる状況になっていると確認していただきました。
以上です。

議長(高橋会長) 次に、3番の現地調査について、11番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

11番 (鈴木正徳委員) 申請地はそれぞれ水稻、大豆が作付けされており、周辺農地への影響はないことを確認しております。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、議第27号について一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第28号について、ご説明申し上げます。
議案書は5ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 畑 317㎡を、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、原則転用できない第1種農地ではありますが、例外規定の集落に接続する住宅に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第28号に係る現地調査について、6番 青木憲一委員より、報告をお願いします。

6番 (青木憲一委員) 18日に私と浅野委員と佐藤事務局長補佐、嶋貫係長の4名で5条1件の現地調査を行いました。
この案件については、申請通りであったことをご報告申し上げます。以上です。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第29号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第29号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年7月14日付け農第334号をもって、南陽市長から本委員会に対し、旧農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、賃借権設定7件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐 ただ今提案されました、議第29号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は6ページからで、9ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。
賃借権設定が7件で、計画面積が田49, 426㎡、畑3, 462㎡、合計52, 888㎡となっております。
設定7件の詳細につきましてご説明申し上げます。10ページをお開きください。

佐藤事務局長補佐

No.1について▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲▲▲の田1,848㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

No.2について▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲字▲▲の田486㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

No.3からNo.7につきましては、▲▲地区の土地基盤整備に関する案件になります。こちらは再契約手続きによるもので、すべて所有地となった農地の再契約手続きのため、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するものでありますので、その内容につきましては省略いたしますのでご了承ください。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは始めに、議第29号 3番の案件について、審議いたします。ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長(高橋会長)

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長(高橋会長) 次に、議第29号 6番の案件について、審議いたします。
ここで、12番 渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員退席……………

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定する
ことが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

ここで、12番 渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、議第29号 1番から2番及び4番から5番、並びに7番の5
つの案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議
ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第30号「地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第30号「地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年6月15日付け建第254号で、南陽市長から本委員会に対し農地法第2条にいう農地に該当しない旨の認定照会が、4件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ、認定の可否を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案ありました 議第30号について、説明申し上げます。
議案書13ページから17ページをご覧ください。
本申請は、南陽市建設課が実施する地籍調査事業において、登記地目が農地であるもの、現況が農地以外になっている土地について、非農地である旨の認定を受けたいとして、申請があったものです。
該当の地籍調査の調査区域は、南陽市▲▲の一部であり、調査区域面積は、0.11km²です。地目変更箇所については、議案書16ページと17ページに記載のある4か所です。
1番の土地は、耕作出来る状態に回復するのが困難なため、2番～4番は、建築物等はありませんが、小面積で農業経営に資する土地ではなく、宅地及び駐車場の一部として使用されていることから、非農地と認定できるものと判断できます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番 (浅野厚司委員) 18日に私と青木委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫係長の4名で地籍調査事業における非農地認定4か所の現地調査を行いました。
全ての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、照会のとおり認定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 照会のとおり認定することが全員と認めます。
よって、本案件については、照会のとおり認定することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第31号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第31号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年7月12日付け農第276号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画の変更について意見を求められておりますので、ご提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 高橋農政係長の補足説明を求めます。

高橋農政係長 皆様におかれましては、日頃より農林、農政に多大なるご協力を賜りまして感謝申し上げます。
それでは、議第31号についてご説明申し上げます。
今回ご意見を求めますのは、農業振興地域の整備に関する法律に基づきます、南陽農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更となっております。
内容につきましては、農用地区域から農用地区域外に変更する一般除外1件となっております。

高橋農政係長 この計画変更の手続きにおきましては、農振法施行規則によりまして、農業委員会様から意見を求めるものとありますので、これをお願いするものです。

具体的な内容としましては、申出者による住宅及び駐車場の整備という内容の事業計画です。この転用のために、農用地事業計画を変更し、農振除外をするものです。

対象の農地は、▲▲字▲▲、▲▲、▲▲の3筆、合計160.13㎡。内容は、住宅を一棟、駐車場を3台分、庭、雪押場を建設する計画となっています。

また、土地所有者及び、隣接地所有者からは、全員の同意をいただいております。

なお、転用を目的とした農振除外につきましては、対象地を転用することが必要かつ適当であって代替地が無いこと、地域計画の策定に影響を及ぼさないこと、その他、農振法13条2項各号に規定する要件全てを満たす必要があります。

こちらにつきましては、令和5年6月9日開催の事前協議会を経て、全てを満たすものと確認しています。

説明は以上です。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。

議長(高橋会長) 具体的な場所はどこですか。

高橋農政係長 交差点になっておりますが、北側に向かいますと▲▲の■■■■に出るところになります。南にずっと行きますと、▲▲方面に行くところです。横のラインを申しますと、右手が▲▲方面、左手が▲▲に行くような場所です。

議長(高橋会長) 分かりました。
現地の、前の家は誰の家だったのですか。

高橋農政係長 土地所有者の方なので、■■■■さんの家でした。そこを壊しまして、一体的に広げる計画のようです。

議長(高橋会長) 分かりました。

議長(高橋会長) 他に質疑意見はございますか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 変更を妥当とすることが全員と認めます。
よって、本案については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第10 議第32号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第32号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年6月23日付け農第250号で、南陽市長から本委員会に対し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見を求められましたので、ご提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 高橋農政係長の補足説明を求めます。

高橋農政係長 それでは私の方からご説明申し上げます。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想につきましては、効率的かつ安定的な農業経営の育成、これら農業者に対する農用地の利用集積と経営合理化その他、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に市の方で講ずるため、農業経営基盤強化促進法に基づき市が策定する計画です。
具体的には、「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」ということで、市の農業経営基盤強化の方向性ですとか、「認定農業者あるいは認定新規就農者が目標とすべき農業経営の指標」の設定、「認定農業者等に対する農用地の利用集積に関する目標」等を定めるものとされております。
今回の改正でございますが、令和4年5月に改正された基盤強化法が公布、令和5年4月に施行されております。こちらの改正に伴うもので、旧法に基づき策定された基本構想の有効期限が、施行から6か月つまり9月末までとされていることから、各自治体もれなく改正が必要となったものです。
基本構想改正等の手続きにおきましては、農業関係者の意見を反映させるため、関係団体として農業委員会様及び農業協同組合様より意見を求めることとされておりますので、これをお願いしたものでございます。

高橋農政係長

改正の内容でございますが、法律の改正に合わせて修正を行ったものです。具体的には、新たに基本構想に記載すべき事項として追加されました事項を追加したものでございます。

ひとつが、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」ということで、新規就農者等の確保育成の枠組みに関する項目です。

もうひとつは、「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」で、もともとの量的集積に加えて、面的集約等も考慮した項目が増えました。

また、「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」ということで、皆様からご協力いただいております、地域計画関連の追加項目です。こちらの策定のための協議の場の設置や計画の策定方法・枠組み等に関する項目が追加になっています。

項目追加の他文言の修正等を行っております。

また、今回の改正につきましては、前段で、基本構想を策定する際の指針とされる山形県基本方針の改正内容に合わせた修正です。

なお、基本構想につきましては、概ね5年ごとに見直すこととされておりまして、次回の定期見直しは本来であれば令和6年度を予定しております。しかし、今回の改正は法改正に基づく部分的な見直しとしておりますので、計画期間及び各種統計、指標等を見直し等を含んでおりません。これらの全体見直しにつきましては、定期見直しの際に行う予定ですのでご了承願います。

なお、今回の法改正におきましては、先ほどの基本構想の有効期限以外にも、各種経過措置が設けられており、例えば、利用権設定等促進事業、集積計画による賃貸借でございますが、こちらも、旧法による手続きが最大2年間、6年度末まで有効となっております。

これらにより、法改正に基づく手続きに移行するまでの間は、現行法の規定を残した、新旧法の内容を併存した基本構想とする必要があります。従いまして、新法の手続きに移行する際など、臨時の基本構想改正が有り得ることを申し添えます。

説明は以上でございます。

ご審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(高橋会長)

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

5番

(本間仁一委員)

農地プランから地域計画に移行になった関係の変更もありました。

農業委員会でも一生懸命頑張っはいきますが、農林課も積極的に関わっていただきますよう要望いたします。

高橋農政係長

ご意見として承ります。

議長(高橋会長)

他に質疑意見はございますか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、ただ今いただいた意見を添えて、一部改正することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

議長(高橋会長) 意見を添えて一部改正を妥当と認める委員が全員と認めます。よって本案については、いただいた意見を添えて一部改正することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和5年7月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時9分)